

事務・事業の見直しの視点

共通的な4つの見直しの視点

＜基本的考え方＞法人の業務の質の確保を図りつつ、業務運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る。

① 業務の廃止・縮小・重点化

「官から民へ」の観点から徹底的に見直し(引き続き行う業務は、国の施策の重点化・効率化に対応したものに限定)

国の政策そのものの必要性、事業のニーズ・効果、コスト、収支改善の見込み等のチェック

② 経費の縮減・業務運営の効率化

上記①を検討した上で、経費の縮減の徹底・業務運営の効率化を検討

このため、例えば、(ア)業務縮小部門はもとより間接部門、出先機関等について整理合理化、(イ)原則一般競争入札の徹底、(ウ)業務の民間委託を検討

③ 自己収入の増加

サービスの有料化や料金水準の引上げなどによる受益と負担の関係を適正化、土地・建物等の資産について有効活用や売却等による、法人の自己収入の増加を検討

④ デイスクロージャの充実

事業ごとの評価・分析の充実、決算情報やセグメント情報の詳細化、管理会計的な考え方を踏まえた業務ごとの収支管理などを検討

1 国の施策に対応した業務の重点化・効率化 2 収支改善と国民負担の縮減(業務実施コストの改善)

業務の類型ごとの見直しの視点

法人ごとに以下のような個別具体の業務の性質や実態に即して検討

融資等業務

教育・訓練・研修業務

施設の設定・運営業務

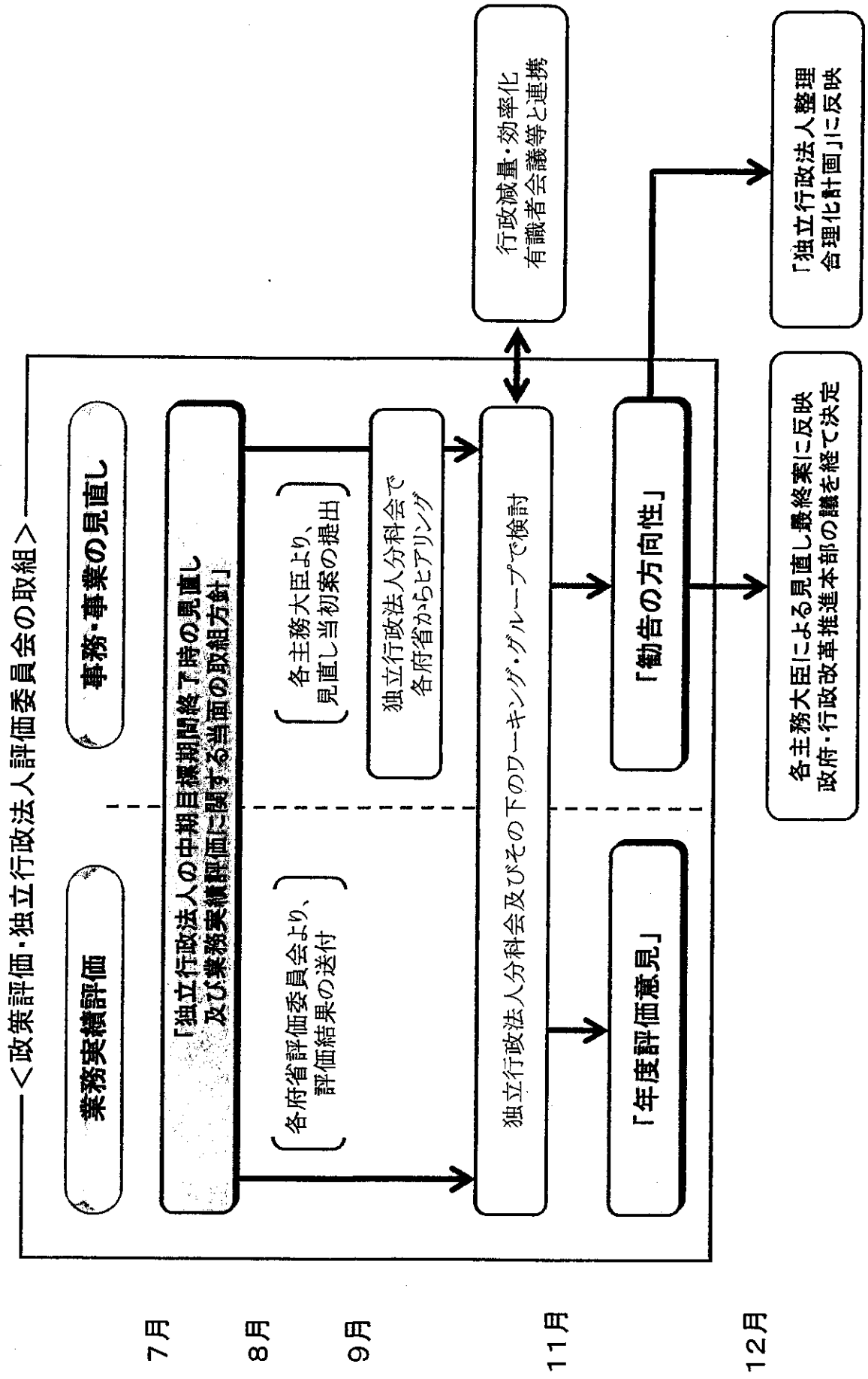
助成業務

調査・研究開発業務

※ 以上は、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」としてまとめられ、平成19年度以降も当面適用する事務・事業の見直しの視点である。

(参考1) 平成19年度のスケジュール

政策評価・独立行政法人評価
委員会の取組



(参考2) 平成19年度の見直し対象法人一覧

中期目標期間終了時の見直しの対象となる35法人

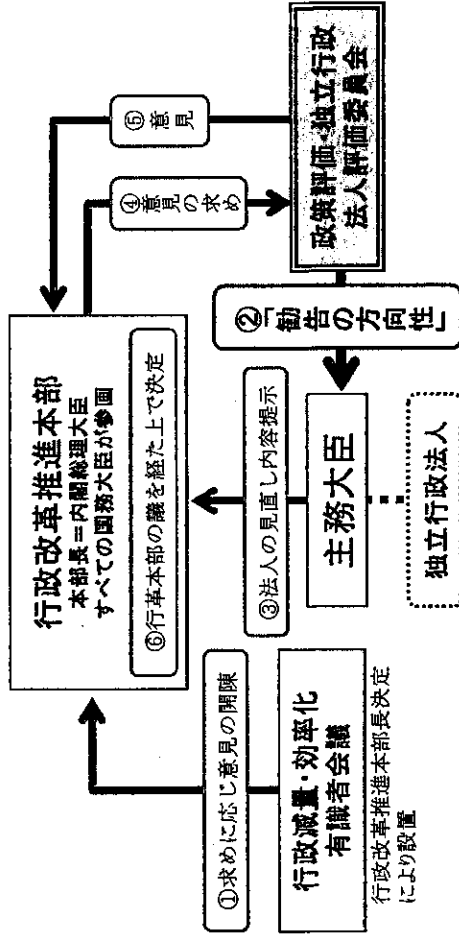
府 省 名	平成19年度の見直し対象法人	中期目標期間が19年度に終了する法人	中期目標期間が20年度に終了する法人(前倒し)
内閣府 (2)	○ 国民生活センター	○ 国民生活センター	○ 沖縄科学技術研究基盤整備機構
総務省 (2)	○ 統計センター ○ 平和祈念事業特別基金	○ 統計センター ○ 平和祈念事業特別基金	
財務省 (4)	○ 造幣局 ○ 国立印刷局 ○ 通関情報処理センター ○ 日本万国博覧会記念機構	○ 造幣局 ○ 国立印刷局 ○ 通関情報処理センター ○ 日本万国博覧会記念機構	
文部科学省 (8)	○ 理化学研究所 ○ 宇宙航空研究開発機構 ○ 日本スポーツ振興センター ○ 日本芸術文化振興会	○ 理化学研究所 ○ 宇宙航空研究開発機構 ○ 日本スポーツ振興センター ○ 日本芸術文化振興会	○ 海洋研究開発機構 ○ 国立高等専門学校機構 ○ 大学評価・学位授与機構 ○ メディア教育開発センター
厚生労働省 (6)	○ 勤労者退職金共済機構 ○ 高齢・障害者雇用支援機構 ○ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	○ 勤労者退職金共済機構 ○ 高齢・障害者雇用支援機構 ○ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	○ 労働者健康福祉機構 ○ 国立病院機構 ○ 医薬品医療機器総合機構
農林水産省 (3)	○ 農畜産業振興機構 ○ 農業者年金基金 ○ 緑資源機構	○ 農畜産業振興機構 ○ 農業者年金基金 ○ 緑資源機構	
経済産業省 (3)	△ 新エネルギー・産業技術総合開発機構	△ 新エネルギー・産業技術総合開発機構	○ 日本貿易保険 △ 中小企業基盤整備機構
国土交通省 (6)	△ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ○ 国際観光振興機構 ○ 水資源機構 ○ 空港周辺整備機構 ○ 海上災害防止センター	△ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ○ 国際観光振興機構 ○ 水資源機構 ○ 空港周辺整備機構 ○ 海上災害防止センター	○ 都市再生機構
環境省 (1)			○ 環境再生保全機構
合 計	23	23	12
			35

(注) △は、18年度に融資等業務の見直しを実施済みの法人

(参考3) 見直しの仕組み / 政策評価・独立行政法人評価委員会

見直しの仕組み

主務大臣は、各法人の中期目標期間終了時において、政策評価・独立行政法人評価委員会の「勧告の方向性」に沿って法人の見直し内容を検討し、政府・行政改革推進本部の議を経た上で見直し内容を決定



政策評価・独立行政法人評価委員会

- 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)は、総務省に設置されている審議会です。
- 独立行政法人の評価や見直しに関しては、通常の審議会と異なり、大臣からの諮問を受けて審議・答申するのではなく、委員会自ららが主体となって評価活動や勧告などを行います。
- 政独委の下に、政策評価分科会と独立行政法人評価分科会が設置されており、独立行政法人の見直しは後者が担当しています。さらに、独立行政法人評価分科会の下には、5つの府省別ワーキング・グループが置かれています。

政策評価・独立行政法人評価委員会 委員名簿

(平成19年7月現在)

委員長	大橋 洋治	委員	大橋 洋治	委員	大橋 洋治
分科委員長	大橋 洋治	分科委員長	大橋 洋治	分科委員長	大橋 洋治
委員	大橋 洋治	委員	大橋 洋治	委員	大橋 洋治
臨時委員(専門委員)	大橋 洋治	臨時委員(専門委員)	大橋 洋治	臨時委員(専門委員)	大橋 洋治



(参考4) 関連法令等

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)

5. 独立行政法人等の改革

政府が果たすべき機能の見直しの第一弾として、独立行政法人の改革を行う。現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す。(中略)

【改革のポイント】

すべての独立行政法人(101法人)について、民営化や民間委託の是非を検討し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。また、郵政民営化及び政策金融改革を円滑・確実に実施する。

【具体的手段】

- (1) 独立行政法人見直しの3原則
「行政改革推進本部」は、総務省と連携して、次の原則に基づき、101全法人を対象に見直しを行う。
原則1 「官から民へ」原則：民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。
原則2 競争原則：法人による業務独占については、民間開放できない法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。
原則3 適合性原則：他の改革(公務員制度改革、政策金融改革、国の随意契約の見直し、国の資産債務改革)との整合性を確保する。
- (2) 「独立行政法人整理合理化計画」の策定
上記の見直しの結果を踏まえ、平成19年内を目的に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。
- (3) 独立行政法人の不断の見直し
存続する法人については、そのすべての事務・事業について市場化テスト導入の検討対象とする。
- (4) 見直しの進め方
(1)の3原則を踏まえ、政府としての整理合理化計画の具体的な策定方針を速やかに決定し、各主務大臣はその方針に沿って所

管する全法人についてそれぞれの整理合理化案を平成19年8月末を目途に策定する。

これに合わせ、中期目標期間終了時の見直しについて、平成19年度に見直す23法人に加え、平成20年度に見直す12法人についても前倒しで対象とする。

各主務大臣の作成した整理合理化案については、「行政減量・効率化有職者会議」と「政策評価・独立行政法人評価委員会」、「規制改革会議」、「官民競争入札等監視委員会」(中略)及び「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」とが連携を図りつつ議論を行い、「行政減量・効率化有職者会議」においてそれらの議論を集約・検討した上で、平成19年内を目途に「行政改革推進本部」において整理合理化の内容を取りまとめ、政府として「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。(以下略)

「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

3 審議会(注：政策評価・独立行政法人評価委員会)は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)

(国の歳出の縮減を図る見地からの見直し)

第十五条 平成十八年度以降に初めて中期目標の期間(中略)が終了する独立行政法人(中略)を所管する大臣は、独立行政法人通則法第三十五条第一項(中略)の規定による検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 独立行政法人担当評価監視官室

評価監視官： 白岩しら いわ 俊すぐる

評価監視官： 清水しみず 正博まさひろ

総括評価監視調査官： 砂山すな やま 裕ゆたか

総括評価監視調査官： 平野ひら の 誠まこと

TEL : 03-5253-5444、5446

FAX : 03-5253-5443

E-mail : ysunayama@soumu.go.jp